



\*\*\*\*\*

令和 5 年度危険物安全週間推進標語

**意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ**

\*\*\*\*\*

<もくじ>

【広島市消防局からのお知らせ】

- ◆給油取扱所における自動車等への給油等について
- ◆セルフ給油取扱所における顧客の監視の徹底について

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

- ◆令和 5 年度後期危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について
- ◆広島市危険物安全協会事務局より（編集後記）

【広島市消防局からのお知らせ】

◆◆ 給油取扱所における自動車等への給油等について ◆◆

給油取扱所における「自動車等」への給油について、「自動車等」には、自動車のほか、可搬型発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵する全てが該当し、給油取扱所においてそれらの燃料タンクへ直接給油することは認められる等、消防庁危険物保安室から示されました。

（ただし、セルフ給油取扱所において顧客が自ら給油できるのは、自動車及び原動機付自転車のみです。）

ほか、危険物規制事務に関する執務資料の詳細については、以下の消防庁ホームページをご覧ください。

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(令和 5 年 3 月 24 日付け消防危第 63 号)  
[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20230324\\_ki63.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20230324_ki63.pdf)

再掲（令和 4 年 2 月号掲載）

◆◆ セルフ給油取扱所における顧客の監視の徹底について ◆◆

セルフ給油取扱所では、危険物に関する知識が十分でない顧客が危険物を取り扱うことになるため、店舗の危険物取扱者の役割はとても重要です。

#### 【制御卓で行う顧客の給油作業の監視の徹底】

- ①顧客の給油作業を直視等により適切に監視する。
- ②給油等の許可を行う場合は、監視者自らが手動により行う。  
※許可作業を自動化にしないこと
- ③放送機器等により顧客の給油作業について必要な指示を行う。

#### 【ガソリン容器への詰め替え販売を行う場合の注意事項】

- ①ガソリン容器は、基準に適合した鋼板製容器を使用する。
- ②顧客の本人確認、使用目的の確認、販売記録の作成を行う。
- ③セルフ給油取扱所でガソリン容器への詰め替え販売を行う場合は、給油所の作業員が行う。

※顧客自らがガソリン容器への詰め替え行為を行わないように監視を徹底すること

#### 【違反事例】

顧客自らがセルフ給油取扱所の固定給油設備を使用して灯油用の容器にガソリンを詰め替えて購入している事案が発生した。

**「制御卓で行う顧客の給油作業の監視の徹底」・「ガソリン容器への詰め替え販売を行う場合の注意事項」について、改めて確認してください。**

---

---

### 【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

---

---

#### ◆◆ 令和5年度後期危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について ◆◆

---

当協会では、11月19日（日）に広島市で実施される危険物取扱者試験（乙種第4類）に備えて、「対策講習会」や「直前講習（模擬試験）」を行っています。これらの講習会等の開催日時等は次のとおりです。

#### 【対策講習会（2日間コース）】

この対策講習会は、1日目に危険物関係法令を、2日目に物理学及び化学等の解説を、それぞれ行います。

- 1 日時 令和5年10月7日(土)～ 令和5年10月8日(日)  
9時30分～16時00分(受付9時00分～)
- 2 場所 広島市消防局6階講堂  
広島市中区大手町五丁目20番12号  
(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)
- 3 受講料 10,000円  
(テキスト代、消費税を含む。当協会会員及び学生)  
※ 当日の受付でお支払いください。  
※ 非会員の方は、賛助会員【1年間有効】の入会費3,000円が必要です。
- 4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。  
(FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。)  
※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

#### 【対策講習会(1日コース)】

この対策講習会では、午前に危険物関係法令を、午後に物理学及び化学等の解説を、それぞれ行います。(1日コースは2日間コースのダイジェスト版です。)

- 1 日時 令和5年10月21日(土)  
9時00分～16時30分(受付8時30分～)
- 2 場所 広島市消防局6階講堂  
広島市中区大手町五丁目20番12号  
(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)
- 3 受講料 8,500円  
(テキスト代、消費税を含む。当協会会員及び学生)  
※ 当日の受付でお支払いください。  
※ 非会員の方は、賛助会員【1年間有効】の入会費3,000円が必要です。
- 4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方

方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。  
(FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号  
を記入してください。)

※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

### 【直前講習会（模擬試験）】

模擬試験及び試験直前の総まとめ講習を行います。

- 1 日時 令和5年10月28日(土)  
9時45分～16時00分(受付9時15分～)
- 2 場所 広島市消防局6階講堂  
広島市中区大手町五丁目20番12号  
(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)
- 3 受講料 3,500円(消費税を含む。)  
当日受付でお支払いください。
- 4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。  
(FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号  
を記入してください。)

※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

#### 《問合せ先》

広島市危険物安全協会

電話 : 082-546-3498

FAX : 082-546-3497

Eメール : kiankyo@nifty.com

#### 《その他》

詳細は当協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://kiankyo.o.oo7.jp/>

先週、沖縄地方に被害をもたらした台風6号は迷走し、一時は、中国地方への進路予想もありましたが、結果的には西側に大きく逸れ、広島市にはあまり影響はありませんでした。

最近の台風は大型化し、風も強く、また、降雨量も多くなり、河川の氾濫や崖崩れ等の被害も続出しており、過去には、台風の豪雨により危険物施設が浸水し、危険物の流出事案も発生しています。

そのため、気象台等の台風情報をチェックするとともに、台風等による風水害に備えて、下記資料を参考に対策等をしていただくようお願いします。

**ちなみにですが、広島県防災Webでは「累加雨量」や河川の「水位情報」などが地図上に表示されています。まだご確認されていないようでしたら、ぜひご覧いただいて災害対策にご活用いただけたらと思います。**

【参考情報】

- ・危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁ホームページ）

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/210330\\_bousai\\_41-kiho\\_49.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/210330_bousai_41-kiho_49.pdf)

- ・広島市防災情報ポータルを活用したハザードマップの確認

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/list1633-3407.html>

- ・**広島県防災Web**を活用したハザードマップの確認

<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>

\*\*\*\*\*

◇広島市危険物安全協会事務局◇

〒730-0051

広島市中区大手町五丁目 20-12（広島市消防局 4F）

TEL (082) 546-3498 (直通) ・ FAX (082) 546-3497

Eメール kiankyo@nifty.com

ホームページアドレス <http://kiankyo.o.oo7.jp/>

\*\*\*\*\*